

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第3号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表市営葬儀事務所長の項を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月26日から施行する。

(総務局総務部文書課)